

岐阜県公報

第千九百六十三号
平成二十年七月十一日
(金曜日)

目次

規則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (中小企業課) 四九一^{ページ}

告示

保安林に指定する予定である旨の通知 (治山課) 四九二

道路の区域変更 (道路維持課) 四九四

道路の供用開始 (同) 四九五

保安林の指定予定 (揖斐農林事務所) 四九六

公示

平成二十年度岐阜県職員(保健師)採用選考の実施 (人事課) 四九六

特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (環境生活政策課) 四九七

大規模小売店舗の新設の届出に関する件 (商業流通課) 四九八

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証 (都市政策課) 四九八

平成二十年度岐阜県警察官A及び警察官B採用試験の実施 (人事委員会) 五〇〇

平成二十年度岐阜県職員採用資格免許職試験及び短大・高校卒業程度試験並びに市町村立小中学校栄養職員採用試験及び市町村立小中学校事務職員採用試験の実施 (同) 五〇三

平成二十年度身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験(事務(短大・高校卒業程度))の実施 (同) 五〇六

規則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十号

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十六年岐阜県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表十七の項中小企業高度化事業の内容の欄中「県拠出公益法人」を「県出資公益法人(県が出資している公益法人をいう。以下同じ。)」に改め、同項貸付けの相手方の欄中「県拠出公益法人」を「県出資公益法人」に改め、同表に次のように加える。

十八 岐阜 県農工商連 携ファンド資 金	県出資公益法人が行 う主として中小企業者 (農林漁業者を除く)と 農林漁業者との連携 による地域資源を活用 した創業又は中小企業 の経営の革新につな がる取組を支援する事 業であつて次に掲げる もの(以下この項にお いて「岐阜県農工商連携 ファンド事業」といふ。)	岐阜 県農工商連携 ファンド事業 を行う 公益法人	岐阜 県農工商連携 ファンド事業 に要する 基金に充 てるため の資金	無利 子	十年 以内	十年 以内	貸付 の相手 方が岐 阜県農 工商連 携ファ ンド事 業に要 する基 金に充 てるた めの資
-------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------	-------------------------------------------------------	---------	----------	----------	---------------------------------------------------------------------------------

一 商品又はサービスの開発又は質の向上に関する事業	金の百分の百以内
二 地域のイメージの向上に関する事業	

別表備考第一号中ウを削り、カをワとし、ヨをカとし、タをヨとし、シをタとする。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）附則第五条の規定による廃止前の特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）第八条第二項に規定する承認高度化等計画、同法第十条第二項に規定する承認高度化等円滑化計画、同法第二十四条第二項に規定する承認進出計画又は同法第二十六条第二項に規定する承認進出円滑化計画に基づき実施する事業に係る貸付金については、この規則による改正前の岐阜県中小企業高度化資金貸付規則別表備考第一号ワの規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同号ワ中「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法」とあるのは、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）附則第五条の規定による廃止前の特定産業集積の活性化に関する臨時措置法」とする。

告示

岐阜県告示第四百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年七月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

- 本巣市根尾長島字山之下四二二、字村上四二五、四二六の一 指定の目的
- 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年七月十一日

岐阜県知事 古田 肇

保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町相生字助蔵二五二六の一、字谷戸二五三三の二、二五三三の四、二五三五の四六、二五三五の四八から二五三五の五三三まで

指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めなし。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年七月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市宮地字不動洞二三五二、一四〇七の二の一八、一四〇七の二の一九、一四〇八の一、一四〇九、一四一〇、一四一一の二から一四一一の三まで、一四一一、一四一四から一四一六まで、一四一七の二から一四一七の二まで、一四一八から一四二〇まで、一四二二の六、字左り洞一四二二から一四二四まで、一四二五の二から一四二五の五まで、乗政字不動洞四〇八二の二から四〇八二の五まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年七月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市金山町戸部字ヨマセ一五四四の二から一五四四の七まで、一五四五の三六から一五四五の四二まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年七月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日川合字岩ヶ平三三二八の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年七月十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年七月十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後 別	敷地の幅 員 ル(メートル)	延 長 ル(メートル)	備 考
		本巣市根尾平野字下り一 番一地从先から 同 市同 字尾坂二 番一地从先まで 本巣市根尾平野字下り一 八番三地从先から	A	九・五 二四・〇	一六五・〇	A、B及びC、Dに係る表示図面を分地区の図に示す。

一般
国道
号
百五十七

同 市同 字坂ノ下 九番一地从先まで	同 市同 字坂ノ下 七番五地从先から	同 市同 字同 一 八番一地从先まで	同 市同 字坂ノ下 二番一地从先から	同 市同 字同 九番一地从先まで	同 市同 字坂ノ下 八番三地从先から	同 市同 字坂ノ下 九番一地从先まで
後	前	後	前	後	前	後
B	C	A	D	B	C	A
三・〇 二四・〇	三・〇 二四・五	九・五 二四・〇	〇・〇 六・五	三・〇 二四・〇	三・〇 二四・〇	三・〇 二四・〇
七〇・〇	三六・〇	一六五・〇	八・二	七〇・〇	三六・〇	一六五・〇
						う。

岐阜県告示第四百五十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年七月十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年七月十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後 別	敷地の幅 員 ル(メートル)	延 長 ル(メートル)	備 考

岐阜県告示第四百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年七月十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		後	前
ひるがの 高原線	郡上市高鷲町鷲見字上野 五三九四番の一地先から	二五〇〇	三〇〇〇
	同 市同 町同 字同 二七二〇番の一地先まで	三〇〇〇	一八五〇

県道	道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
八幡原線 八百津線			加茂郡八百津町潮見字大洞一 二〇三番の一地先から 同 郡同 町同 字本郷一 一四一番の一地先まで	一五三〇	平成 二〇・七・二二	平成 一九・一〇・二二

岐阜県告示第四百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年七月十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
一般 国道	二百五十七号	中津川市苗木字那木三七七六 番の一地先から 同 市同 字同 三七六五 番の一地先まで	一三七五	平成 二〇・七・二二	平成 一九・一〇・二九

岐阜県告示第四百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年七月十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		高山市塩屋町五五〇番の 地先から 同 市朝日町甲字漆塚一 〇五番の一地先まで	前 A	三〇〇	八八六〇	A、B、C 及びD の敷地 の表示 図面を 参照す る。
		高山市塩屋町五五〇番の 地先から	A	三〇〇	八八六〇	B、C、D の敷地 の表示 図面を 参照す る。

一般国道 三百六十一号	同 市朝日町甲字漆塚一 五番一地从先まで 高山市塩屋町五〇番一 地先から 同 市久々野町大西字上 之段六七八番四地先まで 高山市久々野町大西字山 越六八三番三地从先から 同 市朝日町甲字漆塚一 五番三地从先まで	後B 六〇〇 六三三〇	C 一〇〇〇 三六〇〇 三二〇九〇	高道岩井 停車場 Cと重 道は久々 野朝日 線と重
----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------	----------------------------	------------------------------------------

岐阜県告示第四百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年七月十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
揖斐郡池田町片山字崇輪三〇九、三三二〇、三三二二三、三三二四の二の二、三三二四の二の三、三三二六の二、三三二七の二の二、三三二八の二
- 二 指定の目的
落石の危険の防止
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県揖斐農林事務所及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

平成二十年度岐阜県職員（保健師）採用選考の実施

平成二十年度岐阜県職員（保健師）採用選考を次のとおり実施します。

平成二十年七月十一日

岐阜県知事 古田 肇

この選考は、岐阜県職員として知事部局等の本庁及びこれらの現地機関において、専門技術的業務に従事する職員を採用するために行います。

一 選考名及び採用予定人員

選考	名	採用予定人員
職員（保健師）採用選考	若	千

二 応募資格

- 昭和五十四年四月二日から昭和六十二年四月一日までに生まれた者で、保健師の免許を有する者又は平成二十一年に実施される保健師国家試験により当該免許を取得見込みの者
- ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、応募できません。
 - 1 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力

で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 三 選考の日時、場所、方法及び合格者発表

1 日時及び場所

平成二十年十月七日(火)及び同月八日(水)

第一日目 岐阜県民ふれあい会館第2棟において行います。

第二日目 岐阜県シンクタンク庁舎において行います。

2 方法

(一) 一般教養

公務員として必要な一般的知能及び知識について択一式により選考を行います。

(二) 専門知識

県の保健師として必要な専門知識について択一式により選考を行います。

(三) 論文選考

識見、論理性、思考力等について選考を行います。

(四) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

(五) 口述選考

人物及び専門的知識について個別面接による選考を行います。

(六) 身体検査

所定の身体検査書の提出を求めます。

3 最終合格者の発表

平成二十年十一月上旬までに合格者を決定した上、受験者全員に合否の結果を通知します。

四 採用予定時期及び給与等

1 採用予定時期は、原則として平成二十一年四月です。

なお、平成二十一年に実施される保健師国家試験の結果、不合格の方は採用しません。

2 初任給(月額)は、概ね十九万六千円を基準に、これまでの職歴等を考慮して計算されます。なお、原則として毎年一回定期に昇給します。

また、扶養手当、時間外勤務手当、通勤手当、住居手当、勤勉手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

五 申込手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県総務部人事課で配布するほか、インターネットの岐阜県のホームページから入手することもできます。申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「保健師採用選考申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、〒五〇〇 八五七〇(住所不要)岐阜県総務部人事課へ請求してください。

岐阜県のホームページアドレス
<http://www.pref.gifu.lg.jp/>

2 申込みの方法

申込書に必要な事項を記入し、あらかじめ本人の連絡先をあて先として記入した官製はがき(受験票として使用)とを併せて、岐阜県総務部人事課へ提出してください。申込書を郵送する場合は、前記と同様に官製はがきを同封のうえ、封筒の表に「保健師採用選考申込書在中」と朱書きし、〒五〇〇 八五七〇(住所不要)岐阜県総務部人事課あてで、書留郵便又は簡易書留郵便にしてください。

3 受付期間

平成二十年八月二十五日(月)から九月十二日(金)までの毎日(県の機関の休日を除く)午前八時三十分から午後六時十五分までです。郵送の場合は、九月十二日までの消印があるものに限り受け付けます。

六 結果の提供

不合格者に限り、その本人に選考結果を合格発表の当日から一か月間「個人情報総合窓口」(県庁二階)で提供します。この際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください(電話、はがき等による問い合わせには応じられません)。提供する内容は、「総合得点」及び「順位」です。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人未来創造プロジェクト

三代 表 者 の 氏 名 浅野 幸夫

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市野一色六丁目九番三〇号

五 定款に記載された目的 この法人は、子どもに対しては人との触れ合いや体験学習等の事業を行い、また成人に対しては起業家及びリーダー育成に関する事業を行うことで、明るく元気な子どもたちを育てると共に成人に夢と希望を与え、それにより輝ける未来を創造し、もって社会の発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ぎふ住民福祉研究会

三代 表 者 の 氏 名 浅野 満

四 主たる事務所の所在地 岐阜県羽島市竹鼻町狐穴七一九番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、福祉に携わる人及び必要援助者に対し、福祉教育や地域福祉に関する事業を行い、住民福祉サービスの発展に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十年七月十一日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流

通課及び西濃振興局揖斐事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十年七月一日

二 届出者の氏名又は名称 大和情報サービス株式会社

三 建物の名称及び所在地 (仮称)ゲンキー池田店

揖斐郡池田町本郷字出口五八一番一 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十一年四月一日

五 店舗面積

二、三七五平方メートル

六 駐車場の収容台数

一〇四台

七 荷さばき施設の面積

一一一平方メートル

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

瑞浪市

二 調査を行った地域

岐阜県瑞浪市日吉町字勝狭間、向井田、小高、宿、大和洞、峠坂、西前田、嶋垣外（戸狩半原（日吉））

三 調査を行った期間

平成十五年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県瑞浪市（日吉町字勝狭間、向井田、小高、宿、大和洞、峠坂、西前田、嶋垣外）の地籍図

岐阜県瑞浪市（日吉町字勝狭間、向井田、小高、宿、大和洞、峠坂、西前田、嶋垣外）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年七月十一日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

瑞浪市

二 調査を行った地域

岐阜県瑞浪市土岐町字美多ヶ原、大切山、中尾、小松ヶ峯（戸狩半原（土岐））

三 調査を行った期間

平成十五年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県瑞浪市（土岐町字美多ヶ原、大切山、中尾、小松ヶ峯）の地籍図
岐阜県瑞浪市（土岐町字美多ヶ原、大切山、中尾、小松ヶ峯）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年七月十一日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

瑞浪市

二 調査を行った地域

岐阜県瑞浪市大湫町字八瀬沢、上足又、下足又、足又（大湫1）

三 調査を行った期間

平成十五年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県瑞浪市（大湫町字八瀬沢、上足又、下足又、足又）の地籍図
岐阜県瑞浪市（大湫町字八瀬沢、上足又、下足又、足又）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年七月十一日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

岐阜県下呂市小坂町長瀬の一部（長瀬）

三 調査を行った期間

平成十一年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市（小坂町長瀬の一部）の地籍図

岐阜県下呂市（小坂町長瀬の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年七月十一日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

岐阜県下呂市小坂町長瀬の一部（長瀬）

三 調査を行った期間

平成十一年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市（小坂町長瀬の一部）の地籍図

岐阜県下呂市（小坂町長瀬の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年七月十一日

平成二十年岐阜県警察官A及び警察官B採用試験の実施

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成二十年度岐阜県警察官A及び警察官B採用試験を次のとおり実施します。

平成二十年七月十一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県警察官を採用するために行うものです。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験名	試験区分	採用予定人員
警察官採用試験	警察官A（男性）	二十五人程度
	警察官B（男性）	五十人程度
	警察官B（女性）	若干人

二 職務内容

警察官は、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の職務に従事します。

三 受験資格

試験区分	受 験 資 格
警察官A（男性）	次に掲げる者 一 平成二十年四月一日における年齢が三十一歳未満で、大学を卒業した者又は平成二十一年三月までに卒業する見込みの者 二 人事委員会が一に掲げる者と同等の資格があると認める者
警察官B（男性） 警察官B（女性）	平成二十年四月一日における年齢が十七歳以上三十一歳未満の者。ただし、大学を卒業した者及び平成二十一年三月までに卒業する見込みの者（人事委員会がこれと同等と認める者を含む。）を除く。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験することができません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 志望する県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行い、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- 四 試験の日時、場所、方法及び合格者の発表

1 第一次試験

(一) 日時及び場所

平成二十年九月二十一日(日)午前八時三十分から、岐阜市、多治見市及び高山市において行います。

ただし、警察官A採用試験は、岐阜市のみで行います。

(二) 方法

(1) 教養試験

警察官A採用試験については、大学卒業程度の一般的知能(文章理解(英語を含む)、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力)及び一般的知識(社会、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を二時間三十分に行います。

警察官B採用試験については、高校卒業程度の一般的知能(文章理解(英語を含む)、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力)及び一般的知識(社会、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を二時間にわたって行います。

(2) 作文試験

文章による表現力、思考力等について試験を行います。

なお、この試験は第二次試験として評価します。

(三) 合格者の発表

平成二十年十月一日(予定)に、県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並びに岐阜県職員採用ポータルサイトに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に書面により試験結果を通知します。

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成二十年十月中旬から十月下旬(予定)までの間に、岐阜市において行います。

なお、詳細については、第一次試験合格者に別途通知します。

(二) 方法

(1) 身体検査

次の基準により、職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて検査を行います。

検査項目	検査		基準
	警察官A(男性)	警察官B(女性)	
身長	一六〇センチメートル以上であること。	一五五センチメートル以上であること。	
体重	四七キログラム以上であること。	おおむね四五キログラム以上であること。	
胸囲	七八センチメートル以上であること。		
視力	両眼とも、裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。		
色覚	職務遂行に支障がないこと。		
その他	職務遂行に支障のない身体的状況であること。		

(2) 体力検査

敏しょう性、柔軟性、筋力及び持久力について検査を行います。

(検査予定種目) 五指関節、開眼片足立ち、反復横跳び、立ち幅跳び、上体起こし、腕立て伏せ、握力、二十メートルシャトルラン)

(3) 口述試験

人物について個別面接による試験を行います。

(4) 集団討論試験（警察官Aに限る。）

社会性、協調性、指導力、説得力等について集団討論による試験を行います。

(5) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

(6) 身体精密検査

所定の健康診断書の提出を求めます。

3 最終合格者の発表

第一次試験、第二次試験の成績及び受験資格等の調査結果に基づいて最終合格者を決定し、平成二十年十一月下旬（予定）に県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並びに岐阜県職員採用ポータルサイトに合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験の受験者全員に書面により合否結果を通知します。

五 合格から採用まで

1 この試験の最終合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載された後、警察本部長からの請求に応じて成績順に推薦されて採用者が決定されます。

採用予定日は、原則として平成二十一年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、原則として名簿確定後一年であり、名簿に登載された者がすべて採用されるとは限りません。

2 採用決定後は、警察学校に入校して、大学卒業者は六か月間、短大及び高校卒業者等は十か月間の初任教養を受け、その後それぞれの任地で勤務に就くこととなります。

六 給与等

平成二十年度新規採用者の初任給は、大学卒業者が二十万八千八百円、短大卒業者が十八万三千二百円、高校卒業者が十六万八千四百円がそれぞれ支給され、原則として毎年一回定期に昇給するほか、民間企業等における職歴を有する場合は、一定の基準により給与が加算されます。

また、該当者には、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

七 他県と共同で実施する採用試験

1 岐阜県で行う警察官B（男性）採用共同試験

岐阜県と愛知県、滋賀県及び警視庁は、共同して警察官B（男性）採用試験を実施

します。

岐阜県警察官B（男性）採用試験において、愛知県、滋賀県又は警視庁を希望する場合、いずれかの警察を第一志望又は第二志望として選択することができます。ただし、岐阜県以外の警察を第一志望とした場合は、岐阜県を第一志望に選択することはできません。

なお、愛知県、滋賀県又は警視庁は、岐阜県と「3 受験資格」の年齢（愛知県及び滋賀県は昭和五十三年四月二日から平成三年四月一日までに生まれた者、警視庁は昭和五十三年九月二十三日から平成三年四月一日までに生まれた者）及び「6 給与等」において異なりますが、その他はおおむね岐阜県警察官B採用試験の例に準じています。また、採用予定人員は、愛知県及び滋賀県が若干人、警視庁が五人程度であり、採用予定日は原則として平成二十一年四月一日となります。

2 愛知県で行う警察官B（男性）採用共同試験

岐阜県と愛知県は、共同して警察官B（男性）採用試験を実施します。

愛知県警察官B採用試験において、岐阜県を第一志望又は第二志望として選択することができます。ただし、採用予定人員は若干人で、採用予定日は原則として平成二十一年四月一日となります。

八 受験手続

1 申込書の入手方法

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県警察本部警務課、県内の各警察署、岐阜県東京事務所、岐阜県東京事務所六本木センター、岐阜県名古屋事務所、県内の各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。）等で配布するほか、岐阜県職員採用ポータルサイトから入手することができます。

岐阜県職員採用ポータルサイトのアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/saiyo-p/>

また、申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官申込書請求」と朱書きして、百二十円分の切手をはった返信用封筒（あて先明記の角形二号封筒）を同封の上、岐阜県警察本部警務課へ請求してください。

2 受験の申込方法

申込書に必要事項を記入の上、岐阜県警察本部警務課へ提出してください。

申込書を郵送する場合は、必ず書留又は簡易書留により、封筒の表に受験を希望する試験区分（「警察官A（男性）受験」、「警察官B（男性）受験」又は「警察

官B（女性）受験」を朱書きし、〒五〇〇 八五〇一（住所不要）岐阜県警察本部警務課あてに郵送してください。

なお、申込受付後に受験票を郵送しますので、第一次試験当日、必ず受験票に申込前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル）をはって持参してください。

また、インターネット（岐阜県電子県庁サービス）でも受験の申込みができますが、詳細は必ず岐阜県職員採用ポータルサイト等で確認してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十年八月八日（金）から八月二十六日（火）までの午前八時三十分から午後六時十五分までです。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。

郵送の場合は、八月二十六日までの消印があるものに限り受付けます。

また、インターネットによる申込みの受付期間は、平成二十年八月八日（金）午前八時三十分から八月二十五日（月）午後六時十五分までです。

九 試験結果の提供

第一次試験又は第二次試験の受験者のうち不合格者に限り、その本人に試験結果を提供します。提供期間は、それぞれの試験の合格者発表の日から一か月間とし、岐阜県個人情報総合窓口（県庁二階）で提供します。希望者は、必ず写真で本人と確認できる書類（運転免許証等）を持参してください。

なお、提供する試験結果の内容は、「総合得点」及び「順位」です。

十 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局（電話〇五八 二七二 一一 一一 内線三二五七）、岐阜県警察本部警務課（電話〇五八 二七一 二四二四 内線二六三三）又は県内の各警察署へ問い合わせてください。

平成二十年度岐阜県職員採用資格免許職試験及び短大・高校卒程度試験並びに市町村立小中学校栄養職員採用試験及び市町村立小中学校事務職員採用試験の実施
 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成二十年度岐阜県職員採用資格免許職試験及び短大・高校卒程度試験並びに市町村立小中学校栄養職員採用試験及び市町村立小中学校事務職員採用試験を次のとおり実施します。

平成二十年七月十一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県職員として短期大学卒業程度又は高校卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする事務的又は技術的業務に従事する職員、市町村立小中学校栄養職員として短期大学卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする技術的業務に従事する職員及び市町村立小中学校事務職員として高等学校卒業程度の知識その他の能力を必要とする事務的業務に従事する職員を採用するためにあります。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験名	試験区分	採用予定人員	資格免許職試験			
			司書	臨床検査技師	診療放射線技師	臨床工学技士
短大・高校卒程度試験			若	若	若	若
市町村立小中学校栄養職員採用試験		若干人				
市町村立小中学校事務職員採用試験		十人程度				

二 受験資格

試験名	試験区分	受験資格
司書	受	平成二十年四月一日における年齢が十九歳以上二十五歳未満で、司書又は司書補の資格を有する者又は平成二十一年三月までに取得する見込みの者

資格免許職試験	臨床検査技師	平成二十年四月一日における年齢が二十歳以上二十八歳未満で、臨床検査技師の免許を有する者又は平成二十一年に実施される国家試験により当該免許を取得する見込みの者
	診療放射線技師	平成二十年四月一日における年齢が二十歳以上二十八歳未満で、診療放射線技師の免許を有する者又は平成二十一年に実施される国家試験により当該免許を取得する見込みの者
短大・高校卒程度試験	臨床工学技士	平成二十年四月一日における年齢が二十歳以上二十八歳未満で、臨床工学技士の免許を有する者又は平成二十一年に実施される国家試験により当該免許を取得する見込みの者
	警察事務	平成二十年四月一日における年齢が十七歳以上二十一歳未満の者
市町村立小中学校栄養職員採用試験		平成二十年四月一日における年齢が十九歳以上二十五歳未満で、栄養士の資格を有する者又は平成二十一年三月までに取得する見込みの者
市町村立小中学校事務職員採用試験		平成二十年四月一日における年齢が十七歳以上二十三歳未満の者

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者（短大・高校卒程度試験に限る。）
- 2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表

1 第一次試験

(一) 日時及び場所

平成二十年九月二十八日（日）午前八時三十分から岐阜市、多治見市及び高山市において行います。

ただし、資格免許職試験及び市町村立小中学校栄養職員採用試験は、岐阜市のみに于行います。

(二) 方法

(1) 教養試験

資格免許職及び市町村立小中学校栄養職員については、公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を短期大学卒業程度で二時間三十分に行います。

短大・高校卒程度及び市町村立小中学校事務職員については、公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を高等学校卒業程度で二時間にわたって行います。

(2) 専門試験

司書及び市町村立小中学校栄養職員については、公務員として必要な専門的知識、技術その他の能力について、択一式による筆記試験を短期大学卒業程度で二時間にわたって行います。

試験問題の出題分野は、次のとおりです。

試験名	試験区分	出題分野
資格免許職試験	司書	生涯学習概論、図書館概論、図書館経営論、図書館サービス論、情報サービス論、図書館資料論、専門資料論、資料組織論、児童サービス論等
市町村立小中学校栄養職員採用試験		公衆衛生、栄養・臨床栄養、食品・食品衛生、給食管理・調理、栄養指導・教育等

(3) 適性試験

短大・高校卒程度及び市町村立小中学校事務職員については、事務処理能力について択一式による筆記試験を行います。

(4) 作文試験

文章による表現力、思考力等について試験を行います。
なお、この試験は、第二次試験として評価します。

(三) 合格者発表

平成二十年十月八日(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県職員採用ポータルサイトに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。

岐阜県職員採用ポータルサイトのアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/saiyo-p/>

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成二十年十月下旬から十一月上旬(予定)までの間に岐阜市において行います。

なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(二) 方法

(1) 口述試験

人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。

(2) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

(3) 身体精密検査

所定の健康診断書の提出を求めます。

3 最終合格者発表

第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成二十年十一月下旬(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県職員採用ポータルサイトに合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に合格の結果を通知します。

四 合格から採用まで

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載された

上、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、短大・高校卒程度試験、資格免許職試験及び市町村立小中学校栄養職員採用試験にあつては原則として平成二十一年四月一日、市町村立小中学校事務職員採用試験にあつては原則として平成二十一年三月二十五日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。

なお、免許その他必要とされる資格を有する職については、受験資格に定める期日までに当該免許その他必要とされる資格を取得していないと採用されません。

また、「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則のつとめた任命が行われます。

五 給与等

平成二十年度の新規採用者の給料月額は、司書にあつては十五万八千七百円、臨床検査技師、診療放射線技師及び臨床工学技士にあつては十七万四千六百円、短大・高校卒程度の事務及び警察事務にあつては十四万四千五百円、市町村立小中学校栄養職員にあつては十六万三千二百円、市町村立小中学校事務職員にあつては十四万四千五百円で、原則として毎年一回定期に昇給します。

また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

六 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、岐阜県東京事務所六本木センター、岐阜県名古屋事務所、県内の各振興局(振興局に置かれる事務所を含む。)等で配布するほか、岐阜県職員採用ポータルサイトから入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「資格免許請求」、「短大・高卒請求」、「小中栄養請求」又は「小中事務請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

2 受験申込の方法

申込書に必要事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「資格免許受験」、「短大・高卒受験」、「小中栄養

受験」又は「小中事務受験」と朱書き、〒五〇〇 八五七〇（住所不要）岐阜県人事委員会事務局あてで、書留又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票は、申込前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル）をはり、第一次試験当日必ず持参してください。

また、インターネット（岐阜県電子県庁サービス）でも受験の申込みができますが、詳細は必ず岐阜県職員採用ポータルサイト等で確認してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十年八月八日（金）から八月二十六日（火）までの午前八時三十分から午後六時十五分までです。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。郵送の場合は、八月二十六日までの消印があるものに限り受け付けます。インターネットによる申込みの受付期間は、平成二十年八月八日（金）午前八時三十分から八月二十五日（月）午後六時十五分までです。

七 試験結果の提供

第一次試験又は第二次試験の受験者のうち不合格者に限り、その本人に試験結果を合格発表の日から一か月間個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「総合得点」及び「順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用担当（電話〇五八二七二一一一一 内線三三五六）へ問い合わせてください。

平成二十年度身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験（事務（短大・高校卒程度））の実施

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成二十年度身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験を次のとおり実施します。

平成二十年七月十一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県職員として高等学校卒業程度の知識又はその他の能力を必要とす

る事務的業務に従事する職員を採用するために、身体障がい者を対象に行います。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験名	試験区分	採用予定人員数
身体障がい者を対象とした職員採用試験	事務若	干 人

二 受験資格

試験名	受験資格
身体障がい者を対象とした職員採用試験	<p>自力により通勤でき、介護者なしに一般事務職としての職務の遂行が可能な者で、次のすべての要件を満たすもの</p> <p>一 平成二十年四月一日における年齢が十七歳以上二十一歳未満の者</p> <p>二 身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>三 県内に居住している者（通学等のため一時的に県外に居住している者を含む。）</p> <p>四 活字印刷文による出題に対応できる者</p>

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 日本の国籍を有しない者
 - 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- 三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表
- 1 第一次試験

- (一) 日時及び場所
平成二十年九月二十八日(日)午前八時三十分から岐阜市において行います。
- (二) 方法
- (1) 教養試験
公務員として必要な一般的知能(文章理解(英語を含む)、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力)及び一般的知識(社会、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を高等学校卒業程度で二時間にわたって行います。
- (2) 作文試験
文章による表現力、思考力等について試験を行います。
なお、この試験は、第二次試験として評価します。
- (三) 合格者発表
平成二十年十月八日(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県職員採用ポータルサイトに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。
岐阜県職員採用ポータルサイトのアドレス
<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/saiyo-p/>
- 2 第二次試験
第一次試験の合格者に対して行います。
- (一) 日時及び場所
平成二十年十月下旬から十一月上旬(予定)までの間に岐阜市において行います。
なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。
- (二) 方法
- (1) 口述試験
人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。
- (2) 適性検査
職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。
- (3) 身体精密検査
所定の健康診断書の提出を求めます。
- 3 最終合格者発表
第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成二十年十一月下旬(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県職員

- 採用ポータルサイトに合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に可否の結果を通知します。
- 四 合格から採用まで
この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載された上、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として平成二十一年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- 五 給与等
平成二十年度の新規採用者の給料月額額は、十四万四千五百円で、原則として毎年一回定期に昇給します。
また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
- 六 受験手続
- 1 申込書の入手
申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、岐阜県東京事務所六本木センター、岐阜県名古屋事務所、県内の各振興局(振興局に置かれる事務所を含む。)等で配布するほか、岐阜県職員採用ポータルサイトから入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「県職員事務請求」と朱書きし、百二十四分の切手をはったあて先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。
- 2 受験申込の方法
申込書に必要な事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「県職員事務受験」と朱書きし、〒五〇〇 八五七〇(住所不要)岐阜県人事委員会事務局あてで、書留又は簡易書留郵便にしてください。
- なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票は、申込前六か月以内に撮影した写真(上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル)をはり、第一次試験当日必ず持参してください。
また、インターネット(岐阜県電子県庁サービス)でも受験の申込みができますが、詳細は必ず岐阜県職員採用ポータルサイト等で確認してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十年八月八日(金)から八月二十六日(火)までの午前八時三十分から午後六時十五分までです。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。郵送の場合は、八月二十六日までの消印があるものに限って受け付けます。インターネットによる申込みの受付期間は、平成二十年八月八日(金)午前八時三十分から八月二十五日(月)午後六時十五分までです。

七 試験結果の提供

第一次試験又は第二次試験の受験者のうち不合格者に限り、その本人に試験結果を合格発表の日から一か月間個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「総合得点」及び「順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用担当(電話〇五八二七二一一一一 内線三三五六)へ問い合わせてください。

平成二十年七月十一日印刷
平成二十年七月十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))